

ナイトタイムエコノミー推進業務委託仕様書（案）

1 概要

インバウンド誘客や滞在時間延長等につながる夜間等における観光コンテンツの情報発信として、鹿児島市公式観光サイト「かごしま市観光ナビ」に掲載する記事作成を行うもの。

2 業務の内容

(1) 記事の作成

本市の夜間から早朝にかけての観光コンテンツについて、ストーリー性のあるテキスト及び画像にて構成する記事を作成する。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客（台湾、香港、韓国、中国、欧米豪等） 日本人観光客
視 点	<ul style="list-style-type: none"> 本市のナイトタイムコンテンツに関するオンライン上での情報が少ないことを踏まえ、旅におけるの夜間から早朝の鹿児島ならではの過ごし方を提案する内容とすること。 必ずしもコンテンツ化されているものである必要はなく、地元の人々の日常生活の一部であるが、外国人観光客から見て魅力的に映る時間の過ごし方も含めることとする。 本市の魅力が観光客に効果的に訴求するストーリー性のあるものとする。 滞在時間延長につながるものとして、もう1泊を促進する内容とすること。 消費単価の拡大のため、下記例を含む予約や来訪につながる情報を分かりやすく記載すること。 着地ツアー、飲食店、お土産店、宿泊施設等
テ ー マ	<ul style="list-style-type: none"> 下記のイメージを踏まえ、鹿児島市と協議の上、6つ以上のテーマを決定する。 ア 桜島で夕景や夜景を楽しむ過ごし方 イ 桜島に関する朝のツアー ウ ライトアップなどを楽しむ夜のまちあるき エ 天文館や鹿児島中央駅周辺での夜の飲食の楽しみ方
記 事 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> 各テーマについて1本以上、合計6本以上の記事を作成する。 1本の記事ごとに含む情報は下記。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 6～10程度の段落及びコラムによりストーリー性のある構成とする。 ✓ 下記項目を含め、目安となる文字数は日本語で2,500文

	<p>字程度。</p> <p>記事タイトル、記事リード文、段落タイトル、段落テキスト、コラム、店舗情報等への誘導URL 等</p> <p>※P 4 [参考]を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 添付画像は20枚程度以上。 ✓ 言語は下記5言語にて作成する。 <p>日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記事の構成はテーマに応じて異なるが、下記イメージを参照 <p>▼<ミニジープ体験記> 南国鹿児島島の風を（たまに火山灰も）体感しよう！</p> <p>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/article/mini-jeep</p>										
掲 載 媒 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記事は、下記の鹿児島市公式観光サイト「かごしま市観光ナビ」の特集ページに掲載する。なお、掲載作業は鹿児島観光コンベンション協会にて行う。 <table border="1" data-bbox="491 898 1350 1144"> <tr> <td>日本語</td> <td>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/article</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/en/feature</td> </tr> <tr> <td>繁体字</td> <td>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-TW/feature</td> </tr> <tr> <td>簡体字</td> <td>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-CN/feature</td> </tr> <tr> <td>韓国語</td> <td>https://www.kagoshima-yokanavi.jp/ko/feature</td> </tr> </table>	日本語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/article	英語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/en/feature	繁体字	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-TW/feature	簡体字	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-CN/feature	韓国語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/ko/feature
日本語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/article										
英語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/en/feature										
繁体字	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-TW/feature										
簡体字	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/zh-CN/feature										
韓国語	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/ko/feature										

(2) 関連する業務

① 取材に関する調整

- ・ 取材先や撮影項目やスケジュールを整理し、本市に事前に提出すること。
- ・ 当該事業趣旨を説明し、取材先とのアポイント調整や取材許可、著作権処理を行うこと。なお、本市にて作成した依頼文を受注者へ提供する。
- ・ ツアーや飲食店等に要する実費やモデル料等の支払いを行うこと。

② 記事校正

- ・ 施設名称や地名等、受注者において厳密な校正を行うこと。
- ・ 本市が判断の元、校了とする。

③ 画像の整理

- ・ 撮影した画像については、下記ア、イの用途に使用できる画像として整理する。

【用途】

ア 本市における使用（パンフレットや鹿児島市観光ナビへの掲載）

■ 鹿児島市公式観光サイト かごしま市観光ナビ

<https://www.kagoshima-yokanavi.jp/>

イ 旅行会社やメディアを含む不特定多数への提供。

(下記のフォトダウンロードに掲載する等)

■鹿児島県観光サイト かのしまの旅

フォトダウンロード (無料)

<https://www.kagoshima-kankou.com/photo/>

④ 著作権等の対応

ア 成果物は、営利目的か非営利目的かを問わず、無期限で、利用を希望する者が誰でも無償で自由に利用可能なものであること。

イ 上の条件を満たす成果物制作のために必要な著作権等の知的財産権の確保、肖像権、パブリシティ権、プライバシーその他の権利の承諾の取得に関することは、受注者が自らの負担と責任で行うこと。

ウ 受注者は、成果物がアの目的を実現可能なものであり、他人の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から権利主張、対価の請求、損害賠償請求がなされた場合は、応募者の責任において解決するものとし、市が被った損害を賠償すること。

エ 成果物の著作権(著作権法27条及び28条の権利を含む)を市に譲渡すること。

オ 受注者は、成果物について、自らの氏名が表示されないこと、公表の時期、対象、方法は市の判断で行うこと、合理的な範囲での改変がされることに合意すること。

※ 詳細は別紙知的財産権等に関する条件に記載の通り

[参考]特集記事のうち作成する事項

かごしま市観光ナビ
Kagoshima City Tourism Guide

HOME > 特集 >
<ミニジープ体験記> 南国鹿児島島の風を（たまに火山灰も）体感しよう！



<ミニジープ体験記>
南国鹿児島島の風を（たまに火山灰も）体感しよう！

「観光名所や人気スポットを、もっと身近に、もっと楽しく周遊したい！」そんな人にお勧めしたいのが、ゴーカート感覚で気軽に乗れるミニジープ！
原付バイクと同じ50ccで、最高速度は60km（要普通免許）。風を受けながら公道を走る姿は、注目度ナンバーワン！

ミニジープレンタルショップ「MJプラザ」へGO！



MJプラザは鹿児島で一番の繁華街・天文館に近い南林寺町にあります。
まずは店内でレンタカー契約書の記入や、免許証の提示など受付をします（事前予約がオススメ）。
次にエンジンのかけ方やウィンカーの出し方などの操作説明を聞きましょう。クラッチなしの3段変速仕様になっていますが、ほとんどアクセルとブレーキだけで操作できるので気軽に乗れるところが魅力です。
準備ができれば、いざ出発！

MJプラザの詳細はこちら

記事タイトル

記事リード文

段落タイトル

画像

※段落ごとに10枚まで添付可能

段落テキスト

店舗情報のURL等

3 主なスケジュール (案)

令和6年	5月	契約
	6月	情報発信の内容整理
	7月	取材、記事作成着手
	9月	日本語原稿確定、翻訳着手
	11月	翻訳確定 (日本語: 観光ナビへの掲載)
令和7年	1月	記事完成 (外国語: 観光ナビへの掲載)
	2月	画像等の整理

4 履行期間

契約の締結日から令和7年3月14日(金)まで

5 業務遂行に関する協議等

受注者は、業務の遂行に当たって、随時経過報告を本市へ行い、本市と密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後、速やかに本市へ返還しなければならない。

7 成果物

(1) 成果物の内容

① 中間報告

報告内容	<ul style="list-style-type: none">日本語テキスト及び画像を挿入した下記いずれかのファイル ワード、エクセル、パワーポイント画像
提出部数	電子媒体1式
提出期限	令和6年9月30日(月)まで

② 最終報告

報告内容	<ul style="list-style-type: none">・ 翻訳テキストを記載した下記いずれかのファイル・ その他、当該業務において必要なものとして作成した資料 ワード、エクセル、パワーポイント
提出部数	上記報告内容を記録した電子媒体1式及び印刷物1部
提出期限	令和7年2月28日（金）まで

(2) 成果物の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果物を本市へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果物を求められたときは、速やかに本市へ提出しなければならない。

(3) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても本市と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、本市へ再提出しなければならない。

(4) 成果物の帰属

成果物は、全て本市の所有とし、本市の承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

8 調査・報告

本市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 契約後速やかに本業務のスケジュール表を提出すること。
- (3) 業務履行にあたっては、本市と協議のうえ行うこと。また、必要な変更については必ず応じること。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むこと。
- (5) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、本市と協議しその指示に従うこと。
- (6) 事故発生の場合は、その都度、事故報告書を提出するものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して定めること。